

ID: 63

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	費用負担		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例 第2条		
例 規 番 号	平成18年条例第45号		
【根拠条文】 (費用負担) 第2条 費用負担の額は、西東京市長(以下「市長」という。)が別に定める基準により算定した額(以下「算定費用額」という。)とする。 2 事業を利用した障害者又は障害児の保護者(法第4条第3項に規定する保護者をいう。)は、算定費用額の100分の10に相当する額の範囲内で、利用者負担として当該事業に係る費用を負担するものとする。 3 市は、算定費用額から前項に規定する利用者負担を除いた額を負担する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日